

第2号議案 2026年度事業計画及び収支予算に関する件

I 2026年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 2026年度事業計画

自 2026年4月 1日

至 2027年3月 31日

昨年4月、政府は新たな食料・農業・農村基本法に基づき、「食料・農業・農村基本計画」を改正したほか、「養豚農業の振興に関する基本方針(養豚基本方針)」を養豚振興法制定後初めて改正し、また、「家畜改良増殖目標」、「家畜排せつ物の利用の促進を促進するための基本方針」等の個別施策を見直した。

新たな基本法に基づく初動5年間(令和7～11年度)は「農業構造転換集中対策期間」と位置付けられ、同期間において食料安全保障の確保や畜産業の生産基盤の強化を進めるため、日本養豚協会(JPPA)では生産者への支援等の必要性について各方面に説明を行ってきた。これらの結果、政府では令和7年度補正予算及び8年度当初予算において、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成等を集中的・計画的に推進するための予算を確保いただいた。2026年度は、これら予算も活用し、生産性と収益性の改善に向けた取組みを強化していくことが重要となっている。

このような中、2018年の再発生以来、養豚生産者を苦しめてきた豚熱について、農林水産省は清浄化に向けたロードマップを昨年6月に公表した。また、これまでに蓄積された科学的知見を基に専門家による検討を経て、発生農場における殺処分方法の見直しや、水際防疫の強化等を含む「家畜伝染病予防法の一部を改正する法案」が2026年5月に公布された。同法の公布と同時に施行される新しい殺処分方法(選択的殺処分)への移行は、これまでとは異なる防疫措置及びその後の農場管理等を伴うものであり、個々の経営及び生産活動に不要な負担を強いることなく、これらが円滑に実施に移されるよう、生産者や行政他関係者の理解と緊密な協力が重要と考えられる。疾病の発生を予防し、万一発生した場合に早期通報することが重要であることは何ら変わるものではないが、2026年度は改正家畜伝染病予防法の実施状況について情報を収集し、疾病の清浄化と家畜衛生の強化に向けた活動をさらに進めることが重要である。

また、国内人口が減少局面にある中においても、養豚経営は、今後とも持続的に発展していくことが重要である。そのため、国産豚肉の消費拡大、養豚生産を担う人材の育成・

教育及び生産性や収益の向上のための調査研究等（消費拡大等事業）について、業界として危機感を持ち、一丸となって取り組むことが課題となっている。「養豚白書 2024」においても、「国民1人々々の豚肉消費量を増やすには効果的な宣伝が不可欠」と指摘した。

昨年、JPPA は「消費拡大等事業検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、JPPA が今後取り組むべき事業について、その将来に向けた在り方も含めて検討した。新たな「食料・農業・農村基本計画」は、豚肉消費について「一人当たり消費量は近年増加傾向にあるものの、人口の減少により国内消費量はやや減少傾向で推移すると見込まれ、国内消費における国産豚肉の消費拡大が必要である」と指摘している。海外に目を向けると、例えば韓国では生産者団体である大韓韓豚協会（KPPA）により大規模な消費拡大等事業が活発に展開されている。韓国の豚肉消費量は1990年代には日本とほぼ同じであったが、現在は日本の倍近く多い一人当たり30 kg超となっていることは、我々の活動に多くの示唆を与える。消費拡大等事業検討プロジェクトチームの報告は、消費者に対して我が国養豚業を「生活の身近にある産業」「魅力ある産業」「社会から必要とされている産業」として認知いただき、消費拡大のみならず、業界全体のイメージ向上に繋げることの重要性を指摘した。また、当面の活動として、費用対効果やターゲット層への到達精度が高いデジタルマーケティングも活用した、インパクトのある、継続した広報活動等が提案された。

さらに、近年における国際情勢の急激な変化は、世界的に農畜産物の生産や流通に大きな混乱を生じている。近年急激に高騰した飼料費はさらに増高しているほか、石油及び石油製品等の価格及び供給にも不安が感じられる。不透明な経済情勢が続く中、万一の場合に養豚経営安定対策（豚マルキン）等のセーフティネットが機動的に発動するよう、情報収集等を進めることが重要である。並行して、生産性や収益性の向上を図るためベンチマーキングの普及や新たな飼養管理技術の導入等を加速する必要がある。

2026 年度においては、JPPA は以下に掲げる「基本方針」に基づき、定款に定める事業実施を基本としつつ、業務を機動的かつ集中的に実施していく。

【2026 年度基本方針】

1 消費拡大等事業の立上げなど、新基本計画・基本方針等生産者のための施策の実現

新しい食料・農業・農村基本計画、養豚農業振興基本方針、家畜改良増殖目標、家畜排せつ物利用基本方針その他の計画・方針等の実現に向けて、各部会を中心に取り組む。

特に、JPPA 消費拡大等事業検討プロジェクトチーム報告書で提言された広報活動等を立ち上げ、個々の生産者単独では対応が難しい消費者への情報提供と豚肉の消費拡大、人材育成、調査研究等を推進し、広く関係者間で養豚チェックオフに対する理解醸成を進める。

2 養豚経営安定及び生産性向上対策の強化

経営の安定に向けて、養豚経営安定対策（豚マルキン）事業、配合飼料価格安定制度その他について引き続き課題を検討し、国に改善を求めていくほか、ベンチマーキングや新たな飼養管理技術等を普及し、生産性の一層の向上を図る。

3 豚熱等伝染性疾病の発生の予防

豚熱（CSF）について、飼養衛生管理とワクチンの適時適切な接種、生産者への情報発信等により、飼養豚での発生の根絶に努めるとともに、選択的殺処分の導入をはじめ改正家畜伝染病予防法の実施状況について情報を収集する。

アフリカ豚熱（ASF）や口蹄疫（FMD）の侵入防止のため、改正家畜伝染病予防法の下で厳格かつ効果的な水際防疫対策の実施を求めていく。また、万一の侵入に備え農場及び野生イノシシ等での早期封じ込め態勢の整備を求めていく。

併せて、慢性疾病による事故率の低減に向け、農場防疫、地域防疫を推進する。

4 会員拡大努力と協会運営の安定

正会員・賛助会員の拡大に向け、青年部会をはじめ各部会やセミナー等の活動及び月刊誌等での情報発信を強化する。

また、道府県組織事務局による会議を開催し、本部と地域との連携を一層強化する。さらに、会員の要請に応える活動の着実な実施のため、業務の見直しや優先順位付けを進める。

【定款に定める基本事項】

- （１）養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- （２）養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- （３）豚疾病の予防及びまん延防止、撲滅に関する事業
- （４）豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- （５）豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- （６）養豚にかかわる情報の収集、提供に関する事業
- （７）養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- （８）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【2026 年度に実施する事業活動】

1 部会活動等

理事会の下に、総務企画部会、生産経営部会、消費流通部会、衛生・疾病対策部会、育種改良・登記登録部会、青年部会を置き、それぞれの部会の目的、課題に取り組み、その成果を公表し、必要により理事会に意見提案する。

更に、部会活動に加えて以下の業務を実施する。

- ①アニマルウェルフェア推進委員会において国の新たなAW指導指針の普及等を図る
- ②消費拡大等検討プロジェクトチームを中心に消費拡大等事業を実施する

2 その他の継続事業

- ①養豚大学校の開催
- ②豚・豚肉トレーサビリティ
- ③MA米の購入販売事業

3 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

国産豚肉のもととなる純粋種豚の確保対策と登録事業の推進を図る。このため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

国産純粋種豚改良協議会と連携して、銘柄豚認定等による純粋種豚の利活用を推進する。

(1) 種豚の登録事業（2026 年度計画）

- 1) 本会の登録規程に基づき、次の通り登録を行う。

種豚登録	4, 500 頭
子豚登記	10, 000 頭

- 2) 本会の証明規程に基づき、次の通り証明を行う。

血統登記	10 頭
血統能力証明	0 頭
系統認定証明	1 系統
系統維持施設指定証明	20 施設
系統種豚証明	150 頭
一代雑種豚血統証明	1, 000 頭
産子検定終了証明	20 頭
現場直接検定終了証明書	20 頭

海外合成豚認定証明	0 件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2 場
海外合成豚血統証明	0 頭
肉豚証明	2, 0 0 0 頭
黒豚生産農場指定証明	8 場
豚輸入精液証明	1 0 0 本
移動証明	5 0 0 頭
証明書書換	1 0 頭
証明書再交付	1 0 頭
豚認証集団認定証明（2026 年度新規※）	4 集団
豚認証集団飼養施設指定証明（同上※）	4 施設
豚認証集団種豚証明（同上※）	1 0 0 頭

※ 豚認証集団に関する証明規程制定（2026 年新規）

2026 年 4 月 1 日付けで制定した新たな豚認証集団の証明により、貴重な国産純粋種豚の遺伝子について維持管理と改良体制の強化を図る。

（２）認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の生産環境を改善し、飼養衛生管理水準の向上と防疫対策を強化し、豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- １）指定種豚場の認定（３５場）
- ２）黒豚生産農場の認定（８場）
- ３）海外合成豚原々種豚場の認定（２場）

（３）登録業務委託団体担当国会議、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当国会議及び登録講習会を開催する。

（４）輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統証明書の発行を行う。

４．補助・委託事業及びその他事業

養豚振興の推進のため次の事業を実施する。

（１）農林水産省 補助事業

畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち豚）の実施
持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進事業（アニマルウェル

フェア配慮型飼養管理推進事業）の実施

- (2) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策補完事業（種豚・精液・導入、生産性向上支援（拡充）、養豚農業実態調査、優良事例調査等）の実施
- (3) (一社) 日本畜産物輸出促進協会 品目団体輸出力強化緊急支援事業（豚肉輸出促進関連業務）の実施
- (4) (公財) 全国競馬・畜産振興会 畜産振興事業
豚の飼料利用性育種実用化推進事業の実施。
- (5) 地方競馬全国協会 畜産振興補助事業
豚の家畜人工授精師講習会開催促進事業の実施（新規）
- (6) (公社) 中央畜産会 堆肥舎等長寿命化推進事業（セミナーの開催等、新規）
- (7) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営
「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国産純粋種豚の改良に参画する
- (8) (一社) 日本畜産物輸出促進協会 豚肉輸出協議会事務局の運営
「豚肉輸出協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって豚肉の輸出促進に取り組む

5 庶務に関する事業

各県段階での組織活動強化のため道府県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。

また、これらの事業を統括する理事会を四半期に1回定期的に開催するとともに、年1回の通常総会を開催する。